

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市国民健康保険税条例及び市川市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例及び市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和8年3月31日

市川市長 田 中 甲

市川市国民健康保険税条例及び市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 1 9 号

市川市国民健康保険税条例及び市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(市川市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 市川市国民健康保険税条例(昭和 3 5 年条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改め、同項第 2 号中「3 0 万 5 千円」を「3 1 万円」に改め、同項第 3 号中「5 6 万円」を「5 7 万円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 2 4 条の 3 0 の 5」を「第 2 4 条の 3 0 条の 6」に改める。

(市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和 8 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 3 条に次の 1 項を加える改正規定を次のように改める。

第 2 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者(以下「1 8 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する 1 8 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前 3 項に規

定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。